

福島県指令中保第2-122号

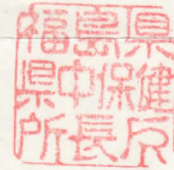
住 所 須賀川市柱田字中地前22

氏 名 公益財団法人須賀川市農業公社

令和2年6月4日付けで申請のあったみそ製造業
については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定により、次の
条件を付して許可します。

令和2年6月18日

福島県中保健所長 笹原 賢司



条 件

- 許可期間 令和2年8月1日から
令和7年7月末日まで
- 営業所の所在地
須賀川市梅田字沖田11-4
- 営業所の名称、屋号又は商号
公益財団法人須賀川市農業公社
- 営業の種類及び種目（条件）
みそ製造業



（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。